

写

5 農 産 第 4399 号
令 和 6 年 3 月 5 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

諮 問

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 4 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。